

総括畜産コンサルタント資格試験実施要領

第1 実施の目的

公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、公益・一般社団法人道府県畜産協会等が畜産経営支援活動を円滑に推進するにあたり、その活動を総括できる者を「総括畜産コンサルタント」として認定するため、総括畜産コンサルタント資格試験（以下「資格試験」という。）を実施する。

第2 資格試験委員会の設置

1 設 置

中央畜産会は、資格試験を行うため、総括畜産コンサルタント資格試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 組 織

- （1）委員会は、委員8名以上12名以内で組織する。
- （2）委員会の委員は、中央畜産会の役員並びに学識経験者から、中央畜産会会長が任命又は委嘱するものとする。
- （3）委員会の委員は、再任することができる。
- （4）委員会には、委員長を置く。
- （5）委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- （6）委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

3 委員会の開催

委員会は、中央畜産会会長が招集して開催する。

4 委員会の庶務

委員会の庶務は、中央畜産会において行う。

第3 資格試験の実施方法

資格試験の実施方法は、「総括畜産コンサルタント資格試験実施細則」（以下「実施細則」という。）に基づくこととし、委員会で検討し、中央畜産会が別途定める。

第4 受験資格

資格試験を受ける者（以下「受験者」という。）の資格要件は、委員会で検討し、実施細則に定めるものとする

附 則（平成25年10月29日付け25年度発中畜第683号）

- 1 この要領の一部改正は、平成25年10月29日から施行する。
- 2 委員長は、委員会の運営に必要な事項につき、この要領及び「実施細則」に規定するもののほか、委員会に諮って定めることができるものとする。